

竹田市告示第113号

令和8年度 国民健康保険税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2及び竹田市税条例第18条の規定により、下記のとおり氏名を掲示し、公示送達します。

なお関係書類は税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により、いつでも交付します。

令和8年8月5日

竹田市長 土 居 昌 弘



記

令和8年度 国民健康保険税納税通知書

通知書番号	氏名
2567	目野 英明
1061	齊藤 圭二

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類の掲示を始めた日から7日を経過したときは、国民健康保険税納税通知書の送達があったものとみなします。